

みせ税理士
の

相続相談手帖 第15話

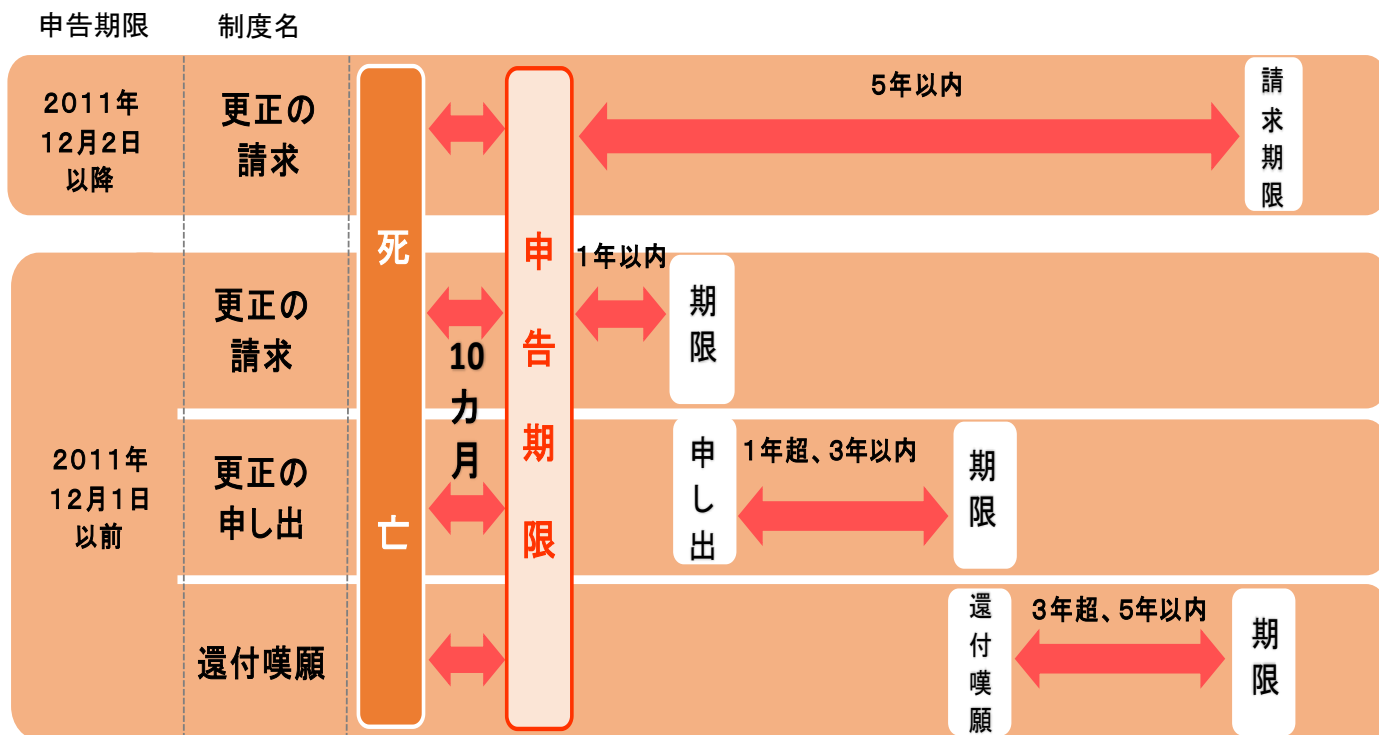
Q 私（仮名：尾崎 猛）は平成24年に父の相続税の申告書を税務署に提出しました。しかし、よく調べてみると、不動産の評価誤りが見つかりました。もしかしたら、相続税を払い過ぎていないかもしれません。以前、消費者金融から過払い金請求という方法により、払った利息を取り戻せますよ！という広告を目にしました。

税金についても、払い過ぎた相続税を取り戻すことができますか？

A 相続税不動産評価で過大計算が続出！

過払い相続税を取り戻す手続きは以下の通りです。

相続税の申告書は、基本的に死亡の翌日から10ヶ月以内に所轄税務署に提出しなければなりません。ただし、期限後において、相続税の計算において誤りが見つければ、「**更正の請求**」という手続きにより、**被相続人が亡くなってから5年10ヶ月までなら**、払い過ぎた相続税の還付請求を行うことができます。ですので、尾崎さんの場合も「更正の請求」手続きにより払い過ぎた税金が戻ってくるかも！



お問合せ先：税理士法人あおば 資産税担当 税理士 三瀬 義男
 大阪市西区立売堀1丁目1番1号 立売堀一番館4F
 TEL:0120-985-556 URL:www.aoba-atm.com/

セカンド・オピニオン
受付中